

SNS等をきっかけとする詐欺被害についての注意喚起

SNSを通じて知り合った知人から、LINEなどのメッセージアプリに誘導され、そこで投資や副業に関する勧誘を受けて、最終的に多額の支払いをさせられたうえ、支払った金額の大部分が返金されない状態になる詐欺被害の事例が増加傾向にあります。

SNSで知り合ったきっかけについては、ダイレクトメール、SNSへの書込み、投稿、友達申請、リスティング広告（検索連動型広告）などの事例がみられます。また、やりとりのなかで、異性に対する好意的感情をにおわせるなどして、断りにくい状態を作出したうえで勧誘を行う事例も散見されています。

金銭詐取の方法に関しては、相手の氏名等とは異なる名義の口座への送金を指示されることのほか、暗号資産等の枠組みを用いて金銭をだましとる手口もみられます。

このような類型の詐欺被害では、加害者の特定が困難なことも多く、返金が困難なケースも少なくありません。

あやしく感じた時、だまされたのではないかと感じた時には、なるべく早い段階で、最寄りの消費生活センターなどに相談することをお勧めします。「188」（消費者ホットライン）に電話をかけると、最寄りの消費生活センターを案内してもらえます。

兵庫県弁護士会姫路支部では、消費者被害について、消費者問題に明るい弁護士による無料相談を月2回実施しています。

毎月第2、4水曜日（原則。祝日が重なる場合などは月1回）
午前10時～午前12時（1枠40分）

なお、近年、このような詐欺事件の被害者の方が、インターネットで検索して被害金回収をうたう弁護士事務所の広告をご覧になり、当該事務所に依頼して着手金を支払ったものの、進展がないとしてトラブルになる事例もあります。2023年12月には大阪の弁護士に関して、2024年3月には愛知の弁護士に関して類似トラブルがあり、いずれも弁護士会が懲戒請求したとの報道がなされています。

弁護士に依頼するにあたっては、以上のような点にもご注意ください。